

入札参加資格審査における申請書等の提出方法について（令和5年5月8日）

下記の申請書や届出の提出方法については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所へ持参する方法に加えて、郵送による提出も可能としているところですが、令和5年5月8日以降もこの取扱いを継続します。

## 記

1. 入札参加資格審査申請書（県内建設工事）
2. 入札参加資格総合点数再算定申請書（県内建設工事）  
※地方基準点数の一部の項目について加点・減点のために行う申請
3. 技術職員登録書（様式第5号）  
※実務経験を有する者、国家資格・監理技術者の資格を有する者の登録
4. 入札参加資格審査（県内建設工事）に係るその他の届出

### 提出方法

主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所へ持参又は郵送  
（1. 2. については受付締切日必着）

※注意点 申請者（控）を返送するための「宛先を記入して必要な額の切手を貼り付けた封筒」を同封して、書留郵便により提出してください。

なお、提示書類については、写しを同封してください（県で確認後に裁断して廃棄します。）。

郵便料金については、次の郵便局のホームページをご覧ください。

[https://www.post.japanpost.jp/send/fee/kokunai/one\\_two.html](https://www.post.japanpost.jp/send/fee/kokunai/one_two.html)

入札参加資格審査における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について  
(令和2年6月1日)

下記の 申請書や届出の提出方法を、当面、次のとおり変更します。

記

1. 第1～6回追加受付の入札参加資格審査申請書（県内建設工事）
2. 入札参加資格総合点数再算定申請書（県内建設工事）  
※地方基準点数の一部の項目について加点・減点のために行う申請
3. 技術職員登録書（様式第5号）  
※実務経験を有する者、国家資格・監理技術者の資格を有する者の登録
4. 入札参加資格審査（県内建設工事）に係るその他の届出

提出方法

現行：主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所へ持参

今後：現行の方法に加えて主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所への郵送による提出も可能とします。（1. 2. については受付締切日必着）

※注意点 申請者（控）を返送するための「宛先を記入して必要な額の切手を貼り付けた封筒」を同封して、書留郵便により提出してください。

なお、提示書類については、写しを同封してください（県で確認後に裁断して廃棄します。）。

郵便料金については、次の郵便局のホームページをご覧ください。

[https://www.post.japanpost.jp/send/fee/kokunai/one\\_two.html](https://www.post.japanpost.jp/send/fee/kokunai/one_two.html)